

第2回 高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム 議事次第

平成22年8月12日(木)
15:30～
於：共用第7会議室

1. 大臣挨拶
2. 検討状況
3. その他

市区町村が把握している 行方不明高齢者への対応について

現在、各地方公共団体において、主として100歳以上の高齢者について安否の確認が行われており、報道によれば相当数の高齢者が行方不明の状態になっている。この行方不明者の中には、年金受給権者も含まれていると想定されることから、当面、以下の対応を行うこととする。

※ 日本年金機構あて通知「市区町村が把握している行方不明高齢者への対応について」を発出済み（8月12日）。

- （１）本年８月１３日（金）までに市区町村が行方不明であることを確認した高齢者の情報（氏名、性別、生年月日、住所等）について、できるだけ速やかに（可能であれば8月20日（金）までに）市区町村から当該市区町村の区域を管轄する年金事務所に提供してもらうよう依頼する。

※ 市区町村に対して情報提供の依頼を行うよう、地方厚生局あて通知「市区町村が確認している行方不明高齢者の把握等について」を発出済み（8月12日）。

- （２）市区町村から情報提供された行方不明者が年金受給権者である場合は、当該年金受給権者に対し、２週間の提出期限を定めて、日本年金機構から「当該受給権者の生存の事実について確認できる書類」（現況申告書）の提出を求める。

※ 国民年金法施行規則第18条第3項、同条第4項等

※ 地方公共団体から情報提供された行方不明者が、国民年金法施行規則第18条の2等に基づき現況届の提出を求めている者である場合は、ただちに（４）の国民年金法第107条第1項に基づく調査を行う。

- (3) 受給権者から期限までに上記(2)の書類が提出されない場合等は、年金の支払を一時差し止める。

※国民年金法第73条、第105条第3項、国民年金法施行規則第69条等

- (4) 受給権者から期限までに上記(2)の書類が提出された場合は、真正な申告でない可能性もあることから、地方厚生(支)局長の認可を受けて日本年金機構の職員が当該受給者の住所地を訪問して本人に面会を求め、生存の事実の調査を行う。この調査に対して、命令に従わず、又は質問に応じなかったときは、年金の支給を停止する。

※国民年金法第72条第1項第1号、第107条第1項等

- (5) 上記(3)又は(4)により年金の支払を一時差し止め、又は支給停止した場合については、事実関係をさらに確認の上、受給権の失権処理を行うとともに、死亡後に支給された年金の返納を求める。

- (6) 既に報道を受けて日本年金機構の職員が受給権者の住所地进行訪問した行方不明事案及び110歳以上の年金受給者の緊急安否確認を行った行方不明事案については、(1)を省略し、ただちに(2)以下の対応を行う。

○現況届等の見直し(案)

現況届とは

- 引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために、毎年1回誕生日にご提出いただくものです。
- この届書は、誕生日の末日までに日本年金機構へ必ず届くようにご提出ください。
- 届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。
- 提出期限が過ぎてしまった場合は、年金の支払いの再開までに届書提出後、1～2か月程度かかりますのでご了承ください。
- 虚偽の記載をした場合は、法律により罰せられる場合があります。
- 不正に年金を受給した場合は、返還していただくことになります。

追加項目

住所、電話番号(連絡先)、氏名(自署)を必ずご記入ください。
住民票コード記入欄については、下記の「重要なお知らせ」をご覧ください。

- 住所や氏名の変更(訂正)の手続は別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所等で行ってください。
- ご本人が、実際には違う場所にお住まいになっている場合には、その住所を記入してください。

追加項目

ご本人が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届を記入された場合に、必ずご記入(署名)ください。

- ご本人が自署することができない理由
を記入してください。
●ご本人の状況を訪問して確認する場合
があります。

追加項目

年金受給権者現況届の提出にあたって

現況届とは

- 引き継ぎ年金を受ける権利があるかどうかを確認するために、毎年1回誕生月にご提出いただくものです。
- この届書は、誕生月の末日までに日本年金機構に必ず届くよう「ご提出ください」。
- 届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時的に止まりますのでご注意ください。
- 提出期限を過ぎてしまった場合は、年金の支払いの再開までに届書提出後、1～2か月程度かかりますのでご了承ください。

■ 個人の功利的行為

- ①住所・電話番号(連絡先)氏名(自署)を必ずご記入ください。
住民票コード記入欄については下記の「重要なお知らせ」をご覧のうえ、ご記入ください。
- 住所が氏名の裏表(訂正)の手続は、別途届出が必要ですのでお近くの区役所までお問い合わせください。

- ②ご本人が病氣、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの用紙を記入された場合には、ご記入(署名)ください。

- 3 提出日を記入し、
「提出日」欄に提出する日
を記入する。
- 4 〇を記入し、再度記入がない場合は、同様の
目録に「〇」として記入する。
- 5 指定面に氏名、住所と記入のうえ、50円切手を貼って
投函する。

重要なお知らせ

1. 住居のコンドミニアムに出いくことになり、半年以内の住居費1の支出が原則不要となります。

- [illegible]

○現況届等の見直し(案)

受給権者の欄	住所																						
	電話番号	()-()-()																					
	実際に お住まい の住所																						
	電話番号	()-()-()																					
	フリガナ																						
	氏名																						
	生年月日																						
住民票コード記入欄																							
<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																							

年金受給権者現況届(新住民票コード申出型)

平成 年 月 日提出

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

追加項目

受給権者の欄	住所										
	電話番号	()-()-()									
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日										
住民票コード記入欄											

お住まいの住所と受給権者欄の住所とが異なる場合は、この届書に添付した内訳は事実と相違ないことを申し立てます。

代理人 氏名	受給権者 との関係	住所	電話番号	()-()-()
-----------	--------------	----	------	-------------

代理人 氏名	受給権者 との関係	ご本人が 自署出来 ない理由	住所	追加項目	電話番号	()-()-()

○現況届等の見直し(案)

郵便はがき

168-8655

お手数ですが
50円切手を
貼ってください。

郵便事業株式会社
杉並南支店

私書箱11号

日本年金機構 行

〒	
住所	氏名
姓	名
姓	名

年金受給権者現況届とは

- 引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために、毎年1回誕生月にご提出いただくものです。
- 現況届は誕生月の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。

届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時的に止まりますので、ご注意ください。

- 受給権者の方がお亡くなりになった場合には、必ずお近くの年金事務所等へ死亡届の手続きを行っていただくようお願いします。
- 期限を過ぎて提出された場合は、年金の支払いの再開まで、現況届提出後1～2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、同封の「年金受給権者現況届の提出にあたって」をよくお読みください。

(参考)

「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」について

1. 趣旨

今般、全国において、住民基本台帳に記載されている高齢者の所在が不明であるケースや既に死亡しているケースが相次いで発生した。

これらは、地域におけるつながりの減少や家族関係が希薄化している中で発生している事例である。

- ・ 今後、高齢者の生存・死亡・所在地等を的確に把握するとともに、
- ・ 孤立化している高齢者等への行政や地域による支援策を充実していくことが必要である。

このため、厚生労働大臣が主催する「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」を設置し、今後の関係施策の推進について検討を行う。

2. 対策チームメンバー

長妻厚生労働大臣
長浜厚生労働副大臣
山井厚生労働大臣政務官
社会・援護局長
老健局長
保険局長
年金局長
年金管理審議官

3. 対策チーム事務局

社会・援護局、老健局、保険局、年金局の関係課長により構成

4. 主な検討課題

(別紙のとおり)

(別紙)

主な検討課題

- 市町村の協力を前提に、所在不明の高齢者等を把握するために、医療・介護保険情報の活用等を含め、どのような方策が考えられるか。
- 地域において孤立している高齢者等に対してどのように地域で支援していくか。
- 高齢者の見守りや訪問等のために、地域においてどのような資源が活用できるか。
- 公的年金等の不正受給の防止のためにどのような方策が講じることができるか。